

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成十八年十二月に採択された国連の障害者権利条約（条約第八号）の第二条では、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成二十三年八月に改正された「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第二十二条では、国・地方公共団体に対し、障害者の意思疎通のための情報保障施策を講じなければならないとされており。

障害者権利条約が、平成二十五年十二月の臨時国会において全会一致で承認され、批准が実現したことを真摯に受け止め、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要です。

よって、中央区議会は政府に対し、手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求めるものです。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十六年七月一日

東京都中央区議会議長 原 田 賢 一

厚文内
生部閣
労科総
働学理
大大大
臣臣臣
あて